

# 新庄市事業者等事業継続支援給付金 Q&A

## ① 給付金の支給対象者について

### Q1 支給対象となる事業者は？

以下のすべてに該当する事業者が対象です。

- ①新庄市内で事業を行う個人事業者もしくは中小企業者（資本金1億円以下、ただし資本金1億円超の法人により株式を50%以上保有されている法人は除く）。
- ②令和2年2月から同年8月までの任意の連続する3カ月間の売上高平均が、前年の同じ期間と比べて30%以上減少している事業者。
- ③新庄市内に事業用資産（土地を除く）を有する事業者
- ④原則として、市税に滞納がない事業者。
- ⑤新庄市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ暴力団員と密接な関係を有しない事業者。

### Q2 事業用資産（土地を除く）は新庄市内にあるが、事業者の住所が新庄市でない場合、申請できるのか？

できます。新庄市内に店舗や事務所等の事業用資産を有するか否かで判断しますので、事業者の住所は判断の基準には含まれません。

### Q3 事業者の住所は新庄市だが、市外に事業用資産がある場合対象となるか？

対象となりません。Q2をご参照ください。

### Q4 対象事業者の要件を「売上高の減少率が30%以上」としている理由は？

令和3年度より行われる、新型コロナの影響により事業収入が減少した事業者に対する、固定資産税・都市計画税の減免制度に準拠したためです。固定資産税・都市計画税の減免制度の詳細については下記の中小企業庁ホームページをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

#### Q5 売上高減少率の確認方法は？

令和2年2月～8月の期間で新型コロナの影響により事業収入の減少が大きかった連続する3か月を選んでいただき、前年の同じ期間と売上高を比較してください。

例) 令和2年4月から6月までの連続する3か月を前年同月間と比較する場合

平成31年2月	平成31年3月	平成31年4月	令和元年5月	令和元年6月	令和元年7月	令和元年8月
95万円	85万円	110万円	115万円	105万円	90万円	80万円
令和2年2月	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月
90万円	85万円	80万円	55万円	85万円	85万円	70万円

$$\begin{array}{l} <令和2年4月～6月分> & <平成31年4月～令和元年6月分> \\ (80万+55万+85万) \div (110万+115万+105万) \times 100 \approx 66.6\% \text{ (減少率: } 33.4\%) \end{array}$$

となり、前年同月比で66.6%の売上げ（減少率33.4%）であるため給付金の申請対象となります。

#### Q6 対象となる事業者は、いつ時点で事業を行っている者か？

令和元年6月1日時点で事業を行っている事業者の方が対象となります。なお、令和元年6月2日以降に開業（開店）された事業者の方は別途、市商工観光課企業立地・商工振興室までご相談ください。

#### Q7 確定申告を行っていない場合申請できるのか？

できません。まず税務署にて確定申告をしていただき、その後に申請してください。確定申告に関する詳しい手続きについては税務署にお問い合わせください。

#### Q8 市税の滞納については、いつの分が対象になるのか？

原則、過去に課税されている分から、令和2年度の納期限が到来している分までが対象となります。ただし、市税を滞納している場合でも、令和2年度分については納税猶予などの制度もありますので市税務課納税室までご相談ください。

## ② 対象となる固定資産税について

### Q 9 対象となる事業用資産とは何か？

市内で事業の用に供するための家屋（事務所、店舗等）と償却資産です。土地は対象外となります。

### Q 1 0 都市計画税は対象となるのか？

対象となる事業用資産に都市計画税も課税されている場合、対象となります。

### Q 1 1 固定資産税・都市計画税の第 1 期分の事業用税額はどのように計算すればよいのか？

計算は全て市税務課資産税室にて行います。詳しくは「③事業所税額算出申請書について」をご覧ください。

### Q 1 2 複数の店舗を所有し事業を行っているが、全ての家屋が対象となるのか？

事業の用に供する家屋であれば、1 事業者につき複数の家屋でも対象となります。

### Q 1 3 対象となる家屋に併用住宅（店舗兼自宅等）は含まれるのか？

対象となります。ただし、併用住宅の固定資産税額のうち、事業用部分の床面積に相当する金額が対象となります。

例) 延床面積の 1/2 部分を店舗として使用する併用住宅で、固定資産税及び都市計画税の第 1 期相当分が 180,000 円の場合。

→  $180,000 \text{ 円} \times 1/2 \times 1/3 = 30,000 \text{ 円}$  が給付金の申請金額となります。

Q14 店舗兼自宅等において、事業用部分の正確な床面積はどのように判断するのか？

基本的には、市税務課資産税室の家屋図面にて判断します。それでも不明な場合は、実地調査等を行う場合があります。

Q15 給付金の申請者と固定資産税の納税義務者が異なる場合でも申請できるか？

給付金の申請者（事業者）が固定資産税の納税義務者と異なる場合でも、申請できるケースがあります。詳しくは次の表をご参照ください。

法人の方	
固定資産税の納税義務者（所有者）	判定
法人が所有	対象となります。
法人の代表者が所有	
法人の代表者の配偶者が所有	
法人の代表者の一親等親族（親・子）が所有	
法人の代表者の二親等以上親族が所有	対象外です。
法人の役員が所有	

個人事業者の方	
固定資産税の納税義務者（所有者）	判定
事業者本人が所有	対象となります。
所有者は死亡しているが、事業者本人が相続人である	
事業者の配偶者が所有	
事業者の一親等の親族（親・子）が所有	
事業者の二親等以上の親族が所有	対象外です。

※この表に当てはめて対象外の場合は、国の「家賃支援給付金」に該当する可能性があります。詳しくは、下記のHPをご覧ください。

<経済産業省－家賃支援給付金に関するお知らせ>

<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

Q16 フリーランス等を自宅の一室などを使用して行っており、明確に事業用部分の面積が区別できない場合は対象となるのか？

その部屋や自宅の一角が専ら事業用に供されているか否かにより判定します。

例) 私生活で使用している寝室にて、事業を行っている。 → 対象外です。

防音工事を施した音響設備がある部屋を事業を行う時のみ使用する。 → 対象です。

Q17 夫婦の共有名義で事業所を所有し、それぞれが別の事業を行っている場合、どのように申請すればよいか？

各々の事業収入で確定申告を行っていれば、それぞれ別に給付金を申請していただきます。その際は、事業所の床面積をそれぞれの事業で使用している部分の床面積で按分して申請していただきます。

### ③ 事業所税額算出申請書について

Q18 どこに申請すればよいか？

市税務課資産税室に原則郵送にて申請してください。

Q19 この書類は必ず提出しなければならないのか、市役所で税額はわかるのではないか？

市税の金額等は個人情報にあたるため、市役所内部であっても税の担当部署以外では課税状況はわかりません。事業の用に供する固定資産税・都市計画税額分を正確に申請していただくため、ご面倒ではありますが、税務課で当書類の発行を受けた後、給付金を申請してください。

Q20 第1期分の税額が3万円を超えないことが確認できれば、給付金の申請金額が下限の1万円となるため、事業所税額算出書を出さなくともよいのではないか？

お支払いしている固定資産税・都市計画税額の中に事業用資産分があるかどうかの確認が必要となり、また、令和3年度からの減免制度においても事業用資産の確認が必要であるため、今回の給付金申請の際に準備も兼ねて、ご提出をお願いしております。

Q2 1 複数の事業をしている場合、「事業所名店舗名」や「業種名」などは全て記入しなければいけないか？

確定申告において事業収入として申告している事業については全てご記入ください。記載欄が不足する場合は、別に追加記入用紙があります。

Q2 2 亡くなった親の名義の家屋で事業を行っているが、その分も申請書に記入してもよいか？

事業者の方は相続人となり、その家屋の固定資産について納税義務があるため、申請書に記入することができます。

Q2 3 事業者が納税義務者（所有者）ではないが、納税管理人になっている固定資産税について申請書に記入してもよいか？

納税管理人とはあくまで、納税義務者（所有者）に代わり税金の納付や通知書の管理を行う者であるため、その固定資産について納税義務はありません。よって、その固定資産税について申請書に記入することはできません。ただし、納税義務者（所有者）がQ15の表において対象となる範囲の者であり、その固定資産税についての納税管理人になっている場合は申請書に記入できます。

例) 親族関係でない友人の固定資産税の納税管理人になっている場合。 → 対象外です。

親が身体が不自由になったため、納税管理人になっている場合。 → 対象です。

Q2 4 「事業所税額算出書」が届いたが、給付金の申請の申請金額には何を書けばよいのか？

「事業所税額算出書」に記載の「固定資産税第1期分事業所税額」の金額の3分の1の額をご記入ください。なお、固定資産税第1期分事業所税額の下に参考として3分の1に計算した額が記載されております。

Q25 「事業所税額算出書」に記載の「固定資産税第1期分事業所税額」の金額の根拠がわからない。

市税務課資産税室にて算出しております。算出方法など詳しく知りたい場合はそちらにお問い合わせください。(TEL:0233-29-5538)

#### ④ 給付金の申請方法など

Q26 給付金はどのように申請すればよいか？

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため原則郵送による申請とします。申請書等の必要書類は市ホームページでもダウンロードできます。

Q27 パソコンがなく、必要書類をダウンロードできない人はどうすればよいか？

7月下旬に市報折込にて申請書とチラシを全戸配布いたしますので、ご活用ください。もし、紛失した場合は個別に郵送等にてご対応いたしますので、市商工観光課企業立地・商工振興室(TEL:0233-29-5847)までご連絡ください。

Q28 申請期限はいつか？

令和2年11月30日(月)(当日消印有効)となります。

Q29 申請してから給付金が支給されるまでどのくらいかかるか？

書類等に不備がない場合、商工観光課にて給付金の申請を受理してから3週間程度で口座に振り込みます。なお、税務課資産税にて発行する「事業所税額算出書」は税務課に申請してから1～2週間程度で発行し、郵送します。

Q30 この給付金は課税対象となるのか？

本給付金は課税対象であり、確定申告時の事業所得に含める必要があります。

Q31 この給付金に関する問い合わせ先は？

新庄市商工観光課企業立地・商工振興室（TEL：0233-29-5847）までお問い合わせください。  
なお、事業所税額算出申請書については新庄市税務課資産税室（TEL：0233-29-5538）までお問い合わせください。